まこと会 会員規約

第1条(名称)

当会は、まこと会(以下、「当会」という。)と称します。

第2条(目的・組織)

当会は、会員の「安心葬儀」のために「安価・良質・明朗会計」を目的として設立された会員登録制の任意組織をいいます。

第3条(運営・管理)

当会は、横浜市真金町1-1を所在地とする合資会社清水葬具店(以下、「会社」という。)が管理・運営を行います。

第4条(所在地)

当会は、横浜市真金町1-1に事務局を置きます。

第5条(会員制度)

- 1. 当会は会員制とし、会員及び会員の3親等の親族は、会員証を提示し当会の設定する葬儀料金にて葬儀施行のサービスを受けることができます。
- 2. 会員の契約期間は、会員が会社所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。

第6条(入会資格)

当会の入会資格は、次の各号に該当することとします。なお、当会は当会の裁量により入会を承認またはお断りすることができるものとし、その理由は開示しないものとします。

- (1) 本会の趣旨に賛同し、「まこと会」規約(会員規約)を承認し、所定の入会手続を完了し本会が入会を認めた方とします。
- (2) 入会できる年齢は、原則として満20歳以上の方とします。
- (3) 入会申込書に記入した内容に虚偽の記載があったときは、入会を認めないことがあります。

第7条(入会手続き)

当会に入会する方は、本規約を承認の上、会社の承認を得た上、所定の入会手続きをしていただきます。なお、入会金及び掛金は一切いただきません。

第8条(会員特曲)

会員特典は、当会が定める特定のサービスとします。会員特典は、社会的・経済的状況により一部を変更することがあります。詳しくは下記ご連絡先までお問い合わせください。

.....

第9条(会員証)

- 1. 当会は会員に対し、会員証を発行します。
- 2. 会員は、会員証を第三者へ譲渡または貸与することはできません。譲渡または貸与した場合は、当会は会員を除名することができます。
- 3. 会員証を紛失、盗難、破損等した場合は、速やかにお申し出ください。直ちに再発行いたします。
- 4. 会員資格を喪失した場合は、速やかに会員証を返還してください。

第10条 (変更事項の届出)

- 1. 会員は、住所、連絡先等入会手続きの際に記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに会社に届け出てください。
- 2. 会員への通知等は、会員から届け出のあった住所に行い、会社は以後の責任を負わないものとします。

第11条(会員の解約)

当会の解約は、会員及び会員の3親等の親族の申し出によりいつでも解約することができます。

第12条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号の何れかに該当したときは、会員資格を喪失します。

- (1) 第11条により解約した場合
- (2) 入会書類に故意による虚偽が発覚した場合
- (3) 当会に対し、名誉毀損、甚大なる被害をもたらした場合
- (4) 当会が会員としてふさわしくないと判断した場合
- (5) その他、公序良俗に反する行為を行った場合

第13条 (会員規約の改定)

当会の規約の変更・改定または規約に定めのない事項に関しては、当会がこれを定めます。

第14条(個人情報の利用目的)

当会で取得した個人情報は、個人情報保護法及び関連法規に基づき適性に管理運営するとともに、当会会員サービス以外の目的では使用いたしません。

- お問い合わせ・ご相談窓口 -

当会についてのお問い合わせや、サービスについてのお問い合わせ等は、下記にご連絡ください。

合資会社清水葬具店「まこと会」事務局 横浜市南区真金町1-1 TEL 045-242-3619